

議員提出議案第 6 号

むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 19 日提出

むつ市議会議長　富岡　幸夫　様

提　出　者

むつ市議会議員　中　村　正　志

同　佐　藤　武

同　工　藤　祥　子

同　高　橋　征　志

同　濱　田　栄　子

同　杉　浦　弘　樹

同　櫻　田　秀　夫

同　住　吉　年　広

同　白　井　二　郎

同　富　岡　直　哉

むつ市議会議員 村 中 浩 明  
同 野 中 貴 健  
同 佐 藤 広 政  
同 東 健 而  
同 井 田 茂 樹  
同 浅 利 竹二郎  
同 岡 崎 健 吾  
同 佐々木 隆 徳  
同 佐 賀 英 生  
同 大 瀧 次 男  
同 佐々木 肇  
同 富 岡 幸 夫

(提案理由)

本案は、標準市議会傍聴規則の一部改正等に伴い、社会情勢を反映した内容に改めるほか、所要の改正をするため、提案するものであります。

## むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則

むつ市議会傍聴規則（昭和41年むつ市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第5条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「傍聴券」を「一般傍聴券」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。

第5条に第1項として次の1項を加える。

傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

第6条中「傍聴券の」を「一般傍聴券の」に、「傍聴券に住所、氏名及び年齢」を「傍聴受付簿に住所及び氏名」に改め、同条に次の2項を加える。

2 団体傍聴券の交付を受けた者は、傍聴受付簿に、次に掲げる事項の全てを記入しなければならない。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の人員
- (3) 団体の代表者又は責任者の住所
- (4) 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

第8条中「傍聴券」の次に「（第6条第3項の名簿を含む。次条及び第10条第1項において同じ。）」を加える。

第12条第1項各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第12条第2項中「必要があると認めた」を「必要と認める」に、「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第1号から第5号までに規定する物品」を「前項第1号及び第2号に規定する物」に改め、同条第4項を削る。

第13条中「、静肅を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

(1) 静肅にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第14条の見出し中「、映画等の撮影及び録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音等」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改める。

第15条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第16条中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「傍聴人」を「法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

むつ市議会傍聴規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改  | 正 | 案 | 現   | 行 |
|--|---|---|---|---|
| (趣旨)   |   |   | (趣旨)  |   |
| 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」とい<br>う。）第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定<br>めるものとする。              |   |   | 第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3<br>項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。 |   |
| (傍聴人の定員)   |   |   | (傍聴人の定員)  |   |
| 第3条 (略)  |   |   | 第3条 (略)   |   |
| <u>2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由に<br/>より前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定<br/>員を定めることができる。</u> |   |   |   |   |
| (傍聴券)  |   |   | (傍聴券)   |   |
| 第5条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。   |   |   | 第5条   |   |
| <u>2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。</u>  |   |   | <u>傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。</u>                                       |   |
| <u>3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。</u>   |   |   |   |   |
| <u>4 (略)</u>   |   |   | <u>2 (略)</u>  |   |
| (傍聴券への記入)  |   |   | (傍聴券への記入)   |   |
| 第6条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し<br>なければならない。   |   |   | 第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しな<br>ければならない。                         |   |
| <u>2 団体傍聴券の交付を受けた者は、傍聴受付簿に、次に掲げる事項の全てを<br/>記入しなければならない。</u>  |   |   |   |   |
| <u>(1) 団体の名称</u>   |   |   |   |   |

(2) 団体の人員

(3) 団体の代表者又は責任者の住所

(4) 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券（第6条第3項の名簿を含む。次条及び第10条第1項において同じ。）又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の入場)

第8条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、杖その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第14条ただし書の規定により、撮影し、又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならぬ。

- (1) 静肅にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

(9) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 (略)

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。  
(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。  
(係員の指示)

第16条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。  
(違反に対する措置)

第17条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。  
(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。  
(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。  
(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。